



2021年7月21日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
 此下 竜矢
 (コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
 最高財務責任者 庄司 友彦
 (TEL. 04-7131-0181)

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、当社監査等委員会宛に、裁判所から、当社株主（持株比率 0.56%）であり当社代表取締役社長である此下竜矢氏から、当社取締役であるニコラス・ジェームズ・グロノウ氏、細野敦氏の2名に対し、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反を理由とした株主代表訴訟を提起したことについての訴訟告知を受けました。提訴の内容、及び当社等の対応等につき、以下の通りご報告させていただきます。

記

1. 訴訟の内容

原 告	此下竜矢（当社株主） 当社代表取締役社長 （株）ウェッジホールディングス代表取締役社長
被 告	ニコラス・ジェームズ・グロノウ 当社取締役 A. P. F. Groups Co., Ltd. ダイレクター FTI コンサルティングシニアマネージングダイレクター 細野敦 当社取締役 細野法律事務所代表
提起日	2021年7月1日
提起した裁判所	千葉地方裁判所 松戸支部
提訴の内容	訴状によりますと、被告等が英領ヴァージン諸島の裁判所において、事実に基づかない理由で訴訟の提起をしたことから、当社が応訴せざるを得ず、多額の弁護士費用（少なくとも1億5440万円）の支払いが生じており、被告等の行為は、取締役の善管注意義務違反、及び忠実義務違反と認めらるるものと見做され、当社に多大な損害を及ぼすものと見做され、被告等に対し、損害賠償金の支払いを求めるとされています。

	務違反に該当すると考えられることから、被告へ当社対し1億5440万円を支払うよう損害賠償請求を行うといった内容となります。
--	---

2. 公告について

本件訴訟告知につきましては会社法第849条第4項の規定に基づき、速やかに当社ホームページにて電子公告を行います。

3. 監査等委員会の判断

当社監査委員会は、事実関係の精査を含め慎重に検討を進めております。現時点では、監査等委員会の検討が終了しておりません。

4. 取締役会の意見

取締役会といたしましては、監査等委員会の検討が終了した後、必要に応じて対応を検討いたします。

5. 今後の対応

本件につきましては、現時点において監査等委員会による検討が未了となっておりますので、これらの検討が終わった段階で、速やかに監査等委員会の判断及び当社の見解をご報告させていただきます。当社といたしましては、当社グループの資産を守り、最善を尽くして参りますので何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上